

本書中に誤りがありました。お詫びして訂正いたします。

歯科保険診療の手引き 令和4年4月版 正誤表

令和4年8月2日

頁	項目	箇所	誤	正
14	歯科診療特別対応連携加算 施設基準		① ii) [特連] 算定患者が月平均	① ii) [特] 算定患者が月平均
			① ii) 月平均10人以上である診療所。	① ii) 月平均10人以上である保険医療機関。
	同上 ④を追加	④	④歯科診療を担当する他の保険医療機関との連携体制が整備されていること。	
38	総合医療管理加算	1行目	総合医療管理加算 [+50] (要届出) (略称 総医)	総合医療管理加算 [+50] (略称 総医)
41・42	口腔機能管理料	「2.8.9.」	[特疾患] (計4カ所)	[特疾管]
160	歯科口腔リハ1	2.「舌接触補助床の場合」	①舌接触補助床を自院で製作・装着した患者	①舌接触補助床を装着した患者
174	その他の口腔内装置	「ト」	気管内挿管時の	気管内挿管時の
177	歯冠修復物または補綴物の除去		「1.簡単なもの:」	「1.除去を算定するものは」
			「1.」の末尾に「仮封セメント、ストップング、テンポラリークラウン、リテイナー等は含まれない。」を追記。	
179	除去料一覧表	著しく困難なもの	④高強度硬質レジブリッジ	削除
241	歯周治療	「4.」4行目	重症化予防または歯周病再初防止が必要と…	重症化予防または歯周病再発防止が必要と…
299	歯冠修復・欠損補綴	支台築造「11.」(メタルコア加算の記述)		2行削除
303	金属歯冠修復	早見表 銀合金の点数 小臼歯 4/5冠 360《267》		345《252》
305	レジ前装金属冠	銀合金の算定点数を追加		銀合金 [1273] (1174+99) 《921》
309	非金属歯冠修復	▼レジインレーの早見表2行目「支台築造」		表の2行目を削除
310		▼CAD/CAMインレーの早見表2行目「支台築造」		表の2行目を削除
		同上「1.」3行目	いずれかに該当する歯冠補綴物(全部被覆冠に限る) → 歯冠補綴物(全部被覆冠を除く)	
312	CAD/CAM冠	「3.」の①と②	歯台歯冠形成加算 [+490]、歯台歯冠形成加算 [+470] → 支台歯冠形成加算	
320	ポンティック	「4.」	充填 [102]	充填 [106]
342	歯冠修復・欠損補綴	磁性アタッチメント6.②	「単純印象」[32]または「連合印象」[230]を算定する。	「単純印象」[32]または「連合印象」[64]を算定する。
344	保持装置	加算点数	[+60]	[+62]

特定保険医療材料価格の改正について

※ 令和4年7月1日改正の特定保険医療材料価格の一覧は、弊社ホームページ(自由工房ONLINE「歯科保険診療の手引き」)から、また、厚生労働省ホームページ(令和4年度診療報酬改定について「特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部改正に伴う特定保険医療材料(使用歯科材料)の算定について」の一部改正について(事務連絡)5月31日付)からダウンロードいただけます。